

地域防災計画（原子力等防災計画）修正案のポイント

第1編 総則

第1節 計画の趣旨

4 計画の基本的な考え方（P. 2, 3）

【委員会での意見】

- ・規制庁の指針と整合する考え方が大事。

委員会での意見を踏まえ、基本的な考え方として、国の対策の整合性や関西広域連合との連携などを明示するとともに、原子力災害対策指針を引用し、原子力災害の特殊性についても記載した。

第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状

1 原子力施設（2）被害想定（P. 11）

【委員ヒアリング時の意見】

- ・国のシミュレーションを計画にのせてはどうか。この程度と示した上で、念のため計画を立てるというスタンスをとってはどうか。
- ・国のシミュレーションでは、その結果が計画につながらない。兵庫県では全く防護措置が必要ないという誤ったメッセージにもつながるのではないか。
- ・シミュレーションは複数あるから意味が出てくる。一つだけ選ばばなぜこのシミュレーションを使用したかということの説明が必要になる。

特定のシミュレーション結果に基づき計画を作成したのではなく、予期されない事態によって原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態を仮定して本計画を作成したため、国や県のシミュレーション結果は掲載しない。

第2編 災害予防計画

第4節 災害広報体制の整備（P. 25）

【委員会での意見】

どういう情報を発信するかを計画を立て、情報の発信元に対する信頼関係を息長く醸成することを予防計画に記載すべき。

委員会での意見を踏まえ、災害予防計画に、新たに災害広報体制の整備の項目を立てた。

第5節 モニタリング等の体制整備（P. 27）

【委員会での意見】

現在、動いているモニタリングポストの活用や、福井県内の放射線情報が兵庫県でも得られるようにしておくなどが考えられる。

現在の県の環境放射線モニタリングや飲食物のスクリーニング体制を整理した。

第6節 防護措置にかかる体制の整備 (P. 29)

【委員会での意見】

災害時要援護者の方々の避難に関しては、一般の災害や防災基本計画に準拠すればよい。

現在県や消防本部等が所有している資機材を整理した。また、避難所や災害時要援護者対策については、地震対策計画を準用することとした。

5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備 (P. 29, 30)

【委員会での意見】

・仮にホットスポット的なところで体表面汚染が起こった場合、使える測定機器については、大学とか研究所が持っているようなモニタリング機器をお借りできるという可能性はある。

本当にスクリーニング検査をやるとなるとちょっとそっとの人員ではすまないし、実際には電事連や大学の者が行ってやるので、行政は受け入れ体制を作るのが重要。(UPZ外の自治体が)スクリーニング器材を購入するのは現実的ではない。

資機材は、消防本部等が所有する資機材の活用を記載するとともに、人員の確保については、国や原子力事業者、専門機関、兵庫県放射線技師会等との連携により確保することを記載した。

6 安定ヨウ素剤 (P. 30)

【委員会での意見】

・新規制基準で安全性が強化されていること、プラントの状態と実際の線量を計って防護措置が取られることを考えると、安定ヨウ素剤は間違えて飲めばリスクがあるので、30km 外である兵庫県で必要かは考える余地がある。

・兵庫県下で飲むべき可能性が非常に低いことに加えて、飲むことの副作用とか飲んで効く人がどのくらい限定的なのかということをつとでちゃんと伝えた上で、「備蓄しなければならないとは言えない」という情報の伝え方になるのではないかと

委員会での意見を踏まえ、県として安定ヨウ素剤の備蓄はせず、市町に対しても安定ヨウ素剤の備蓄は求めないこととする。計画には原子力規制庁の考え方を記載する。

第3編 災害応急対策計画

第2章第1節 組織の設置 (P. 45, 49)

原子力施設における事故等の場合の組織体制については、緊急事態区分に応じた対応をとることを記載した。

第3章 円滑な応急活動の展開

第3節 屋内退避等の実施 (P. 78)

【委員会での意見】

・心配な人が誰でも検査を受けられる場所を作るのと退避時のスクリーニングは、発想も違うので、はっきりさせた上で考えるべきである。

【委員ヒアリング時の意見】

・避難退域時検査場所をあらかじめ決めておいてはどうか

委員会の意見を踏まえ、避難退域時検査を避難・一時移転時と併せて記載し、健康相談における体表面等汚染検査と区別した。

また、検査場所については、原子力規制庁「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に記載の検査場所の要件を記載した。

第6節 医療・健康相談の実施 (P. 84)

【委員会での意見】

・国の指針では、原子力災害拠点病院を中心に、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療センター、原子力災害医療総合支援センターで進めていくことになっているが、それに従って対応を考えるべきである。

健康相談について記載するとともに、医療については、国の原子力災害医療の体制に基づいて記載。

第8節 県外からの避難者の受入れ (P. 88)

関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との整合を図った上、内閣府が示した「原子力災害発生時における避難者受入れに係る指針（案）」も参考にした。

特に、ガイドラインで具体的な記述がなかった事態発生時の情報伝達について、新たに記載した。

第9節 消火・救急救助活動の実施 (P. 92)

放射性物質の輸送中の事故、放射性取扱施設における事故等への対応を記載した。

第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応 (P. 95)

放射性物質の不法廃棄等への対応を記載した。

第4編 災害復旧計画 (P. 97～101)

時系列を考慮し、節の順番を入れ替えた。(除染(環境汚染への対処)、モニタリング、制限解除、風評被害、健康相談の順)